

令和4年4月1日

利用者・ご家族各位

運営規定・契約書・重要事項の変更について

日頃より当事業所をご利用いただきましてありがとうございます。

『運営規定及び契約書・重要事項説明書』につきまして、令和4年4月1日より、以下の通り変更いたしましたので、お知らせいたします。

なお、契約時にお配りしています関係書類につきましても、順次変更したものにになりますので、よろしくお願い致します。

旧	新
《運営規定全部分》 指定障害者支援施設運営規定	《運営規定全部分》 指定自立訓練事業所・指定就労移行 支援事業所運営規定 以下通所事業所に係る変更の実施
《契約書・重要事項説明書全部分》 指定障害者支援施設契約書及び重要 事項説明書	《契約書・重要事項説明書全部分》 指定自立訓練事業所・指定就労移行 支援事業所運営規定 以下通所事業所に係る変更の実施
《事業所番号》 1710200096	《事業所番号》 1710200344

令和4年3月末、指定障害者支援施設を廃止し、令和4年度より、指定自立訓練（機能訓練）・指定就労移行支援事業所として開所する運びとなりました。

今回の変更に伴い、皆様が行う手続きはありません。

書類については順次、変更していきますので、ご了承ください。

指定自立訓練（機能訓練）

指定就労移行支援事業所

青山彩光苑リハビリテーションセンター

管理者 久保奈保